

平成19年 1月29日

各位

会社名 シダックス株式会社
(J A S D A Q コード番号 4 8 3 7)
代表者名 代表取締役社長 志太 勤一
問合せ先 取締役 経理財務本部長兼IR担当 荻野 裕
(TEL : 0 3 - 5 7 8 4 - 8 9 0 9)

シダックス株式会社と大新東株式会社との資本業務提携

およびシダックス株式会社による大新東株式会社株式の公開買付け実施に関するお知らせ

シダックス株式会社(以下「シダックス」といいます。)と大新東株式会社(以下「大新東」といいます。)とは、本日(平成19年 1月29日)開催されたシダックスの取締役会において、シダックスが大新東株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、両社の間で資本業務提携(以下「本件資本業務提携」といいます。)を行うことについて決議し、シダックスは本日、その旨の覚書に調印いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

・本件資本業務提携の趣旨および本公開買付けの目的

(1) 両社の背景

シダックスおよびシダックスグループは、母なる地球が育んだ、豊かな大地と海の恵みを、すべてのお客様に、母親のように真心を込めてお届けする『マザーフード』という企業理念を持ち、「食」を基盤とする総合サービス提供会社として、コントラクトフードサービス事業、メディカルフードサービス事業、レストランカラオケ事業を展開しております。

一方で、病院等の医療機関においても、建物駐車場の維持管理、医療事務代行等、医療に付随する専門業務以外の業務については、外部委託を行ってゆくニーズが強く、シダックスとしても、グループ企業であるシダックスアイ株式会社で行うコンビニエンス中食事業など、「食」を提供するに伴う周辺事業も積極的に展開してまいりました。

また、公立小中学校および学校給食センターを中心に、公共施設等の民営化案件についての営業も積極的に進めており、公立学校給食事業として、現在 106 箇所の運営を受託しております。学校給食事業の外部委託率は、約 18%と言われており、マーケット規模も労務委託契約を中心に約 4,800 億円と推計されております。大型の学校給食センターについては、改築時期も重なっており、PFI 事業として、完全な民営化が進みつつあります。

さらに、民営化案件については、「道の駅」「観光ホテル、ビジネスホテル」「景勝地のレストハウス」等、食事サービスのみならず、施設管理等の付随業務を含めた一括受託が決定してお

り、数十兆円とも言われている公共団体が所有経営してきた施設の一部が、今後とも外部委託等、民営化が拡大するものと期待しております。

大新東は、2004年12月、取引金融機関の協力体制の下、当時不採算事業であり同社経営を圧迫していた芸能・観光事業の切り離し並びにカレイドDST有限会社（以下「カレイド」といいます。）への第三者割当増資を含めた抜本的な事業・財務再構築を実施し、再生への第一歩を踏み出しました。以来、新たな経営体制のもと、一括アウトソーシングの推進を主眼とした顧客ターゲット別営業体制の整備、従業員の教育の充実、買収、提携等を含めた「営業力強化」、本部機能の効率化、情報システムコスト削減等による「コスト競争力強化」、本社、遊休不動産を始めとした固定資産売却による有利子負債圧縮、年金制度改革等による「財務体質強化」、コンプライアンス推進室、内部監査室設置による「ガバナンス体制強化」、ストックオプション等インセンティブ制度の導入といった様々な経営強化策を推進してきました。その結果、事業・財務再構築直前の2004年9月中間期と比較し2006年9月中間期は、営業利益率が2.8%から10.4%に改善、有利子負債依存度も77.3%から36.0%に改善しました。

大新東は既に再生のステージを脱し、長期的な成長に向けた新たなステージに入っており、今後、大新東が長期的な企業価値向上を実現していくためには、事業会社との提携等を通じた抜本的な事業基盤の強化・拡大策を積極的に推進することが必要とされております。とりわけ、近時急速に増大しているアウトソーシングのニーズに適確に対応していくことで、官業民営化事業のより一層の拡充を目指すことが、喫緊の重要な課題とされております。

（2）本件資本業務提携の内容

かかる中、シダックスは、大新東との間で、業務提携について慎重に協議・検討を重ねてまいりましたが、両社の協働は双方の企業価値向上に資するものであると判断し、シダックスが大新東の議決権の過半数を取得し、大新東を連結子会社とすることを条件として、資本業務提携を行うことにしました。本件資本業務提携においては、双方が強みを持つ事業に関する情報・ノウハウの提供、顧客基盤の共有化、営業拠点や人員の相互活用、人材の募集および人材育成プログラム等の共通化、その他機能の相互利用を目指すこととしています。

（3）本件資本業務提携に至った理由

本件資本業務提携は、両社の密接な資本関係の構築を背景に、単なる業務提携を超えた高いシナジー効果の発揮を目指すものであり、双方の持つ事業優位性を活用することで、より一層の事業拡大が可能となるものと考えております。具体的には、今後急速な拡大が期待される官業民営化の受託推進にあたっては、一括アウトソーシングにおける受託可能サービスの拡大と両社の営業ネットワークを最大に活用することで、従来両社では不可能であった事業分野への拡大と付加価値の増大が可能と考えます。

大新東は、独自の教育研修プログラムを開発しており、サービス業にとって最も重要な財産である人材育成において、優れた実績があります。シダックス内での教育研修プログラムについても、大新東よりの経営指導を受けることで、人材の能力向上、サービスの付加価値向上、顧客ニーズへの対応力向上が期待されます。

一方、シダックスは、創業以来永年に亘って「食」を基盤とする総合サービスの提供を行ってきており、大新東への経営指導等により、運営管理ノウハウを移転する予定であります。特にシダックスは、近年クローズアップされている衛生管理や、生産地履歴のトレーサビリティに対応した食材供給ネットワークや、ハイクオリティレストラン運営ノウハウ、メタボリック症候群の症状改善や予防に効果が期待できる食事メニューを活用した栄養指導プログラムなど、多様化する消費者のニーズに対応するために「食」の総合オペレーターとしての機能を開発してきました。学校給食事業においては、安心安全でおいしい食事を提供するだけでなく、「食育」に関する支援業務が重要であり、メディカル事業も含め総合的かつ専門的な食事提供業務の中で培ってきた独自の「食育プログラム」を保有しております。

(4) 公開買付けの概要

上記のとおり、本件資本業務提携は、シダックスが大新東の議決権の過半数を取得し、大新東を連結子会社とすることを条件とするものであり、これを実現するため、シダックスは、本公開買付けを開始することといたしました。また、本公開買付けと同日付で、大新東は、本公開買付けにおける買付価格(1株あたり390円)と同額(注)にて、大新東の株式についての公開買付け(以下「自社株公開買付け」といいます。)を開始し、自己株式の取得を15,384,600株を上限として行うこととしております。

本公開買付けに係る買付等の期間(平成19年1月30日~平成19年3月13日)(以下「公開買付期間」といいます。)は、自社株公開買付けに係る買付等の期間(平成19年1月30日~平成19年2月27日)よりも長く、平成19年3月13日までとされているため、株主が自社株公開買付けに応募した場合で、その一部が自社株公開買付けによる買付けの対象とされない場合には、当該株券等を改めて本公開買付けに応募することができます。

なお、本公開買付けにあたりシダックスは、大新東の大株主であるカレイドから、自社株公開買付けにその保有する大新東の全株式(総計86,958,000株)を応募し、自社株公開買付けにおいて買付けが行われなかった株式の全部について、本公開買付けに応募する旨の内諾を得ております。

本公開買付けおよび自社株公開買付けがいずれも上限にて成立した場合、シダックスは大新東の議決権の約53%を取得し、大新東はシダックスの連結子会社となります。大新東の株券はジャスダック証券取引所に上場しておりますが、本公開買付けおよび自社株公開買付けにおいて買付けを行う株数にはそれぞれ上限が設定されており、本公開買付けおよび自社株公開買付けが成立した場合でも、大新東は引き続きジャスダック証券取引所への上場を維持する方針です。

(5) 今後の日程

本日以降、速やかに両社によるプロジェクトチームを編成し、具体的な検討を行い、実現可能な事項から逐次実施することといたしますが、その具体的な日程および内容については確定次第お知らせいたします。本件資本業務提携に係る覚書は、本公開買付けが成立しなかった場合には将来に向かってその効力は失われます。

本公開買付けにつきましては、平成 19 年 1 月 29 日開催の大新東取締役会において賛同する旨の決議がなされております。

(注) 本公開買付けにおける買付価格は、自社株公開買付けにおける買付価格と同額としておりますが、株主によっては、本公開買付けに応募する場合と自社株公開買付けに応募する場合で税務上の取扱いが異なることがあります。

・資本業務提携の内容

1. 本件資本業務提携の内容

「 本件資本業務提携の趣旨および本公開買付けの目的 」をご参照下さい。

具体的内容につきましては、今後、両者間で協議いたします。

2. シダックスの概要

商号	シダックス株式会社	
主な事業内容	子会社への経営指導および間接業務の受託(持株会社)	
	子会社を通じて以下の事業を展開 エスロジック事業、コントラクトフードサービス事業、 メディカルフードサービス事業、レストランカラオケ事 業、コンビニエンス中食事業	
設立年月日	平成13年4月2日	
本店所在地	東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3	
代表者	代表取締役社長 志太 勤一	
資本金の額	8,930百万円(平成18年9月30日現在)	
従業員数	175人(平成18年9月30日現在)	
大株主構成および持株比 率 (平成18年9月30日現在)	株主名	所有比率
	志太ホールディングス株式会社	18.96%
	エスアンドエイ株式会社	15.11%
	株式会社志太起業研究所	9.91%
	株式会社シダ・セーフティ・サービス	9.45%
	志太勤一	5.83%
	志太勤	5.24%
	日本トラスティサービス信託銀行株式会社(信託口)	2.29%
	ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人ゴールドマン・サックス証券会社東京支店)	1.70%
	志太正次郎	1.69%
	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	1.67%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.67%
シダック スと大新 東の関係 等	資本関係 人的関係 取引関係 関連当事者へ の該当状況	該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。

3. 大新東の概要

商号	大新東株式会社	
主な事業内容	自家用自動車管理事業、社会サービス事業および不動産事業	
設立年月日	昭和37年2月16日	
本店所在地	東京都港区芝三丁目14番2号	
代表者	代表取締役社長 梁瀬 泰孝	
資本金の額	100百万円（平成18年9月30日現在）	
従業員数	3,527人（平成18年9月30日現在）	
大株主構成および持株比率 （平成18年9月30日現在）	株主名	所有比率
	カレイドDST有限会社	79.95%
	三井住友海上火災保険株式会社	2.01%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1.69%
	ノーザントラストカンパニーエイブイエフ	1.07%
	シーリノーザントラストガンジーアイリッ シュクラリアンツ （常任代理人香港上海銀行東京支店）	
	住友生命保険相互会社 （常任代理人日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	0.90%
	株式会社損害保険ジャパン	0.56%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	0.51%
	株式会社三井住友銀行	0.49%
	資産管理サービス信託銀行株式会社	0.49%
	大新東社員持株会	0.41%
シダック スと大新 東の関係 等	資本関係 人的関係 取引関係 関連当事者へ の該当状況	該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。

4. 本件資本業務提携の日程

平成19年1月29日 取締役会

平成19年1月29日 本件資本業務提携に係る覚書締結

本日以降、速やかに両社によるプロジェクトチームを編成し、具体的な検討を行い、実現可能な事項から逐次実施することといたしますが、その具体的な日程および内容については確定次第お知らせいたします。本件資本業務提携に係る覚書は、本公開買付けが成立しなかった場合には将来に向かってその効力は失われます。

・公開買付けの概要

1．大新東の概要

「 ．資本業務提携の内容」の3をご参照下さい。

2．買付け等の目的

「 ．本件資本業務提携の趣旨および本公開買付けの目的」の(3)をご参照下さい。

3．買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成19年1月30日(火曜日)から平成19年3月13日(火曜日)まで(30営業日)

大新東の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

4．買付け等の価格 1株につき、390円

5．買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

第三者算定人である株式会社フューチャークリエイト(以下「本件算定人」といいます。)は本件における算定手法を入念に検討の上、最終的にディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)および類似会社比準法による評価を実施しております。

なお、それぞれの算定手法による大新東の1株あたりの理論株式価値の範囲は以下の通りです。

DCF法 : 287円から440円まで

類似会社比準法 : 370円

公開買付者は、各手法における算定結果を総合的に勘案した結果、大新東の1株あたりの理論株式価値の範囲を、DCF法および類似会社比準法による算定値を重視し287円から440円までと算定しました。

平成19年1月29日開催のシダックス取締役会において、上記理論株式価値を前提とし、大新東の大株主であるカレイドとの協議状況および本件資本業務提携によるシナジー効果を斟酌の上、本公開買付けの買付価格を決定しました。

なお、当該価格は、大新東株式の平成19年1月26日のジャスダック証券取引所における終値373円に対して約4.6%を、また、平成19年1月26日までの過去6ヶ月間のジャスダック証券取引所における終値の単純平均値346円(小数点以下四捨五入)に対して約12.9%を上乗せした価格となります。

算定の経緯

シダックスは、大新東の大株主であるカレイドとの間で、平成18年10月頃からシダックスによる大新東株式の買収等に関する協議を行い、様々なスキームや業務提携の可能性についての検討を重ねました。かかる協議・検討の結果、シダックスとカレイドは、シダックス

が大新東の議決権の過半数を取得し、大新東を連結子会社とすることを条件として本件資本業務提携を行うことが、大新東を含む各当事者の企業価値の向上に資するものと考えているにいたりました。1株あたりの価格については、シダックスとカレイドとの間での交渉を経て、カレイドより平成18年11月中旬頃、これを390円とする旨の提案を受け、シダックスにおいて検討の上、平成18年12月下旬頃に両者間で基本的な了解がなされました。また、シダックスが大新東の議決権の過半数を取得し、大新東を連結子会社とするための方法については、シダックスおよび大新東の財務状況、取引実行による財務上のインパクト、大新東株主間の公平といった諸事情を総合的に考慮し、大新東株式につきシダックスによる公開買付けを行うのと同時に、大新東も公開買付けにより自己株式を取得するというスキームをとることに両者間で基本的な了解がなされました。

そして、平成18年12月末頃に、大新東に対し、カレイドを通して上記経緯の説明が行われるとともに、シダックスが大新東の議決権の過半数を取得し、大新東を連結子会社とすることを条件としてシダックスと大新東との間で本件資本業務提携を行うこと、また、これを実現するため、シダックスが1株あたり390円を買付価格として公開買付けを開始し、大新東もこれと同時に、公開買付けにより自己株式を取得することが提案されました。

シダックスは、平成19年1月初旬から、大新東との間で本件資本業務提携の内容についての協議・検討を重ね、本件資本業務提携のもたらすシナジー効果について慎重に検討を行いました。

また、シダックスは本公開買付けの買付価格決定の参考とすべく、平成18年12月5日付けで本件算定人より「株式価値算定書」を受領いたしております。

シダックスが公開買付価格決定の参考とした「株式価値算定書」においては、DCF法および類似会社比準法が、算定手法として採用されております。当該株式価値算定書に拠れば、各算定結果を総合的に勘案した結果、大新東の1株あたりの理論株式価値の範囲をDCF法および類似会社比準法による算定値を重視し287円から440円までと結論しております。

シダックスは、平成19年1月29日開催のシダックス取締役会において、上記「株式価値算定書」における理論株式価値を前提とし、大新東の大株主であるカレイドとの協議状況および本件資本業務提携によるシナジー効果を斟酌の上、本公開買付けの買付価格を決定しました。

算定機関との関係

株式会社フューチャークリエイトは、シダックスの関連当事者には該当しません。

6. 買付予定の株券等の数

株券等の種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数
株 券	49,220,500株	- 株
合 計	49,220,500株	- 株

(注1) 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾または売付け等の申込みをした方(以下「応募株主等」といいます。)が、本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数(49,220,500株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。

(注2) 公開買付期間末日までに大新東の平成18年3月28日開催の臨時株主総会で決議された旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行または移転(以下「発行等」といいます。)される大新東株式も本公開買付けの対象とします。

(注3) 応募株券等の総数が買付予定数(49,220,500株)を超えるときは、その超える部分の全部または一部の買付けは行わないものとし、証券取引法(以下「法」といいます。)第27条の13第5項および発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注4) 大新東が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります(株式会社証券保管振替機構(以下「証券保管振替機構」といいます。)に預託されている単元未満株式については、証券保管振替機構の振替制度を通じて公開買付代理人または復代理人に振り替えることにより、本公開買付けへの応募が可能となるため、株券を提出する必要はありません。)

7. 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	- 個	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	492,205個	(買付け等後における株券等所有割合45.20%)
大新東の総株主の議決権の数	1,086,952個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「大新東の総株主の議決権の数」は、大新東の平成18年12月20日提出の第46期半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。但し、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株主に係る議決権の数(上記半期報告書記載の単元未満株式数1,610株から、本公開買付けを通じて取得する予定のない大新東が保有する単元未満自己株式数8株を控除した

1,602株に係る議決権の数である16個)および大新東の平成18年3月28日開催の臨時株主総会で決議された旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権のうち、平成18年10月1日以降公開買付期間末日までに、権利行使により発行等したまたは発行等する可能性のある株式に係る議決権の最大数(2,000個)を加えて、大新東の総株主の議決権の数を1,088,968個として計算しています。

なお、自社株公開買付けが上限にて成立し、大新東が自己株式15,384,600株を取得した場合には、かかる議決権の数は935,122個となり、「買付け等後における株券等所有割合」は、52.64%となります。

(注3)「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

8. 買付代金 19,196百万円

9. 決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称および本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

大和証券株式会社 東京都千代田区大手町二丁目6番4号

決済の開始日

平成19年3月22日(木曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所または所在地(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人または復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人または復代理人の応募受付をした本店または全国各支店にてお支払いします。

株券等の返還方法

下記「10. その他買付け等の条件および方法」の「法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無および内容」または「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容および撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回を行った場合は公開買付けの撤回を行った日)以後速やかに、下記の方法により返還します。

(イ) 応募に際し公開買付代理人または復代理人に対して株券等が提出された場合には、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付または応募株主等の住所(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)へ郵送します。

(ロ) 公開買付代理人若しくは復代理人(または公開買付代理人若しくは復代理人を通じて証券保管振替機構)により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

10. その他買付け等の条件および方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無および内容

応募株券等の総数が買付予定数(49,220,500株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。

応募株券等の総数が買付予定数(49,220,500株)を超えるときは、その超える部分の全部または一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項および府令第32条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方法により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容および撤回等の開示の方法

証券取引法施行令(以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリおよびウないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容および引下げの開示の方法

大新東が本公開買付期間中に、株式の分割その他の令第13条第1項に定める行為を行なった場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行なうことがあります。

引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除するこ

とができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受けをした場合には復代理人）の本店または全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票および公開買付に係る契約の解除を行う旨の書面）を交付または送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償または違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「9. 決済の方法」の「株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項および訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第 9 条の 4 および府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。

又、公開買付届出書または関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布を行うことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が応募の時点および応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に居住していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報または書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、または米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しく

は応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限らない。）または米国内の証券取引所施設を利用していないこと、および、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人または受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除く。）。

1 1 . 公開買付開始公告日

平成19年 1 月30日（火曜日）

1 2 . 公開買付代理人

大和証券エスエムピーシー株式会社

大和証券株式会社（復代理人）

. その他

(1) シダックスと大新東またはその役員との間の合意の有無および内容

本公開買付けについては、大新東の取締役会の賛同を得ております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断する為に必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以上

本件に関するお問い合わせ先：

シダックス株式会社 経営企画本部 あかねがくぼ 茜ヶ久保まで TEL：03-5784-8909